告　示

埼玉県告示第七百五十九号

令和二年埼玉県告示第二百九十六号（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行の日から施行する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告示中「別表都市整備部の項第百三十一号金額の欄イ⑵㈠」を「別表都市整備部の項第百三十四号金額の欄イ⑵㈠」に改める。

577bf66748de9a305c763281ec591c4f